

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 表彰・選考審査規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の表彰・選考審査は定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本会の発展に顕著な功績のあったものを表彰し、会員の意識の高揚と、資質の向上を図ることを目的とする。

(委員会)

第3条 前条の目的を遂行するため、表彰・選考審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成は5名から7名とし、理事会で推薦し会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員長は、所管事項について総会の40日前までに会長に報告しなければならない。

(表彰・選考審査区分)

第4条 この規程に基づく表彰・選考審査は次の各号とする。

- (1) 功労者
- (2) 学術業績者
- (3) 永年会員
- (4) 特別表彰
- (5) その他

(表彰・選考審査の基準)

第5条 表彰・選考審査の基準については次の各号による。

(1) 功労者は、定款第21条の役員、役員候補者推薦委員、各研究班々長、学会実行委員、その他の委員、及び県を代表する上部組織役員を通算10年以上経歴したもの、又は埼玉県医学検査学会学会長及びそれと同等以上の役務を務めた者で、選考される年度に50歳に達している者とする。ただし、同一年度で上記役員の兼務の場合は1年の経歴とする。

(2) 学術業績者は、本会の名声を高揚する研究、発明考案を行なった者、また年度での埼玉臨技会誌掲載優秀論文の執筆者として、理事会で推薦された者とする。

(3) 永年会員は、会の会員として15年以上在籍し、選考される年度に50歳に達している者とする。

(4) 特別表彰は、各号のほか、特に理事会で表彰を必要とするものに授与することとし、その基準は別表によるものとする。

(5) 他団体が主催する表彰制度については、その基準を満たす会員を推薦する。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者及び被推薦者は、理事会において決定する。

(表彰方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与し、副賞を添えて行うことができるものとする。

(表彰の場及び時期)

第8条 表彰は、総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合は、理事会の決議を経てこれを変更することができる。

(規程の改廃等)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成30年5月10日に改正、施行する。

3 この規程は、平成31年1月10日に改正、施行する。

別表（特別表彰選考基準）

選考基準
(1) 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の会員 (2) 表彰する前年の3月31日時点で会員歴20年以上の者 (3) 表彰する前年の3月31日時点で50歳以上の者 (4) 埼臨技の活動に貢献し、その功績が顕著な者 (5) 会員より表彰するにふさわしいと推薦があった者 (6) 埼臨技功労者表彰を受けていない者